

復興支援フォーラムニュース No. 42

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html>)

<事務連絡先 今野順夫 (tkonno67@gmail.com) 中井勝己 (024-548-8313) >

第39回ふくしま復興支援フォーラム（2013年6月6日）<「おだがいさまセンターはどこに進もうとしているのかー被災者支援のいま」／天野和彦氏>で、寄せられたご意見等。

★避難所の実像が（被災時から現在に至った経過）よく理解できました。被災され避難所で生きる方々対応は、唯に与えるだけではだめであり、自立へ向けた取組が必要であることが大切と思った。(T.T)

★2011年3月当時の自治体の聞き取りをどうしても実現しなければとの思いにかられました。自治体のみならず、「避難所」の自治組織の調査もできれば？(S.M)

★「人はさみしいと死んでしまう」。その通りだと思った。(J.S)

★この2年間、「現場」で、「緊張」を経験し続けた人ならではの実感のこもった話しであったが、また、自治等の視点から避難・集団生活の主たる様相は学ばせてもらったが、今日の話しで漏れ落ちたこと、触れなかったこと、さまざまなファクターも含めて、全体像を再構成する努力、この避難・集団生活のもっともっと多面的な様相・課題も見据えることも必要になっているのではないか。(S.I)

★災害によって新たな問題が出てくるのではなく、それまであった地域の課題が顕在化する、孤独死の問題を考える時にも、避難住民だけでなく、全国に存在する、人とのつながりがない人、仕事がない人、心のケアが必要な人、介護が必要な人等被災者だけでなく、被災者の避難先の住民も含めて支援が出来るようにしないと、今後、被災者優遇として逆の差別が生まれる土壤に、なるのではないのでしょうか。前に双葉の仮設には、全国からたくさんボランティアが、様々なイベントを開催しても、隣の地元住民は全く声がかからないという不満を持つ人の声を聞きました。避難者が地元住民が交流できる場を積極的につくる必要があります。桑折町では、浪江町から避難した人と、共同でつるしびなをつくって交流しています。(K.Y)

★交流の場が、自治の場へとの話は、支援がどうあるべきかを考える時に重要な話だと思いました。最後は自分達の力で、(少しずつでも)自立できていくような支援が必要ですね。(M.K)

★ITを活用した健康管理システムは、良いと思う。(M.Y)

★「おだがいさまセンター」の活動は、被災者が「うつ」や「要介護予防」等に役だっているのではないだろうか。(S.Y)

★人間は遊ぶものだ（遊びが人間を人間らしくする）とか、人間は働くものだ（労働が人間をつくったというように、私達の最も基本的な部分を動かすと、人はつながるのかもしれない。足湯とか花植え、喫茶コーナーなどは、小さなつながりを求めている人を無理なく刺激したのかも。確かに自治は強制では生まれにくいよなあと、学校の日常について反省。(S.S)

★仮設・借上げ住宅に入居している人たちの関心事・心配事は、東電の補償はもっともだが、災害復興住宅はいつ、どこに建設され、家賃はいくらなんだ、どういう形なのだった希望

のもてるものを、本当は欲しがっているのでは。(K.S)

★一時的避難所の中に自治は可能なのか？交流を発生させるための「足湯」「しゃべり湯」、言語を介しての事態を多数作り、経験することが大切なようだ。自立した市民はどのような背景があり、生まれでるのか？避難所外にあっても、参照可能なのか？いろいろ考える事が多い講義であった。(T.S)

★孤立の問題、希望の問題、被災地だけの問題ではないと思います。今回の発言にあった「普段準備している以上のことはできない」ということは、肝に銘じて活動していきたいと思います。(Y.I)

★「場」を創る企画が重要。“気付き”をつかむこと。(つぶやき、ノート、対話)ーベースは“信頼形成”。／実は単純なことでも“やってみる”ことが大切なこと。／「管理」と「自治」の違い。(M.K)

★とても勉強させていただきました。地域コミュニティづくり、ひとりぼっちをなくす活動したいと思いました。(K.K)

★震災直後の話は、とても興味深く聞きました。中にいて苦労した人でないとわからない話だと思います。(Y.I)

★震災・原発事故に伴い、意に反しつつ避難された方々のコミュニティの復活への支援活動の足跡がよく解りました。(K.F)

★天野さんの問いかけについて、1人の人間として必要とされる、誰もが生きがいを感じて生活できる、人権を侵害されない社会が孤独死を防げる方法なのかなと思います。長生きが喜ばれる社会が必要。高齢者の記事で思い出しました。(T.N)

★天野さんの実際の体験（避難者の方との会話など）をまじえてお話を聞いたのは、テレビで知る情報よりも生々しくて、貴重な時間を過ごせました。私は以前、こどもと自主避難していたのですが、避難先で支援者の方達が、自主避難者同士が交流できるサロンを用意して下さり、それが避難中の緊張感をほぐしてくれたのを思い出しました。(M.H)

★直後は本当に大変だったことを思い知らされました。大規模避難所の大変さと自治を作った過程は、今後も生かされると思いました。これまでの経過・課題を知らないと進まないのかもしれませんが、更に支援のうえでの、現時点での問題・課題を、もっとできるだけ知りたいと思いました。

☆希望するテーマ等

*個人の防災意識を向上させるにはどうしたらよいか。(J.S)

*県・土木部建築課の災害復興公営住宅の全体像について。(K.S)

*自分が子育ての真っ最中という事もあり、母親たちの放射能への不安、その実態について興味があります。(M.H)

=====
【予告】

第41回ふくしま復興支援フォーラム」(2013年7月4日(木) 18時30分～)

テーマ 「大熊町における学校再生への挑戦」

報告者 武内敏生氏(大熊町教育長)

会場 福島市 市民活動サポートセンター A会議室

(チェンバおおまち3F／福島市大町4-15)

=====

現時点における原子力損害の賠償状況とその問題点

〒970-8026 いわき市平字田町120番地ラトブ7階

浜通り法律事務所 watanabe@hama-law.jp

弁護士 渡辺 淑彦

電話0246-68-8700 Fax 0246-68-8701

第1 請求手段

- (1) 東京電力との任意交渉(書式) ※清算条項はなし 追加請求を承認するかは不明
- (2) 原子力損害賠償紛争解決センター(総括基準・和解事例)
- (3) 訴訟(近時少しずつ提訴)

第2 個人の賠償について(本日は時間の関係で個人賠償を中心)

～原子力損害賠償紛争解決センターの利用した場合の利点・欠点～

- (1) スケジュール感 どのくらい時間がかかるか
 - ・申立てから第1回口頭審理期日まで: 2～4か月程度
 - ・第1回口頭審理期日から和解案提示まで: 2～4か月程度
 - ※平均8カ月ほどかかっている。
 - ※口頭審理期日の開催が原則ではない。
- (2) 開催場所
 - ・東京本部(新橋)に出頭必要はない。郡山・福島・いわき・相馬での電話会議可
 - ・電話会議の利用(弁護士事務所など)
- (3) 書式で請求しても納得できない部分があれば、センターに請求すべき
- (4) 東電の対応
 - ・正式な和解案に対して一ほぼ100%応諾 ※「5つのお約束」
 - ・直接請求との不均衡が見られるケース(注意!)
 - ①家財道具・日用雑貨購入費用(直接請求の方が緩やかと感じる)
 - ②住民票上の被災者(例)住民票残したまま都会の大学に→直接請求は住民票
 - ③津波被害にも関わらず、微妙な場所は直接請求の場合支払っているケースもある

第3 原子力損害賠償紛争解決センターの近時の和解情報

- (1) 一部払い
 - 仮払和解・一部和解もあり(総括基準14)
 - (例)争いの無い部分のみ(直接請求と比較して賠償が遅くなりすぎないため)
- (2) 避難費用
 - ほぼ争いなく認める傾向
 - ～知人・親戚宅宿泊等の謝礼
 - 領収証ない場合→1日2,000円、上限6万円
- (3) 一時立入費用
 - ほぼ争いなく認める傾向
- (4) 家財道具等購入費用
 - 領収証のない場合→領収書無しでも、主張と写真などで賠償請求可能

(写真、型番・ネット情報による立証)

(一家あたりの標準金額30万円という和解例もあり)

※群馬弁護士団の一覧表

(5) 生活費増加分(食費、携帯料金等)

※口に入るもの、ガソリン代など移動費用などは否定的

(1つの和解例)

→同居家族4人以下 米・野菜 年12万円、米のみ 年4万円、野菜のみ年8万円

→同居家族5人以上 米・野菜 年18万円、米のみ 年6万円、野菜のみ年12万円

・衣類・日用品を新たに購入

領収書あれば実額賠償、なければ一家族月2万円までとの和解例あり

(6) 慰謝料

総括基準2 日常生活阻害慰謝料の場合の増額事由

通常の避難者に比べてその精神的苦痛が置き場合 月2～3万円程度の増額事例もあり

- ・要介護状態にあること
- ・身体または精神の障害があること
- ・重度または中程度の持病があること
- ・上記の者の介護を日常的に行っていること
- ・懐妊中であること
- ・乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- ・家族の別離、二重生活等が生じたこと
- ・避難所の移動回数が多かったこと
- ・避難生活に適応が困難な客観的であって、上記事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと

(必ずしも総括基準2の例示列举に該当しないケースでの和解案の例あり)

※長泥地区 集団申立

～被ばくによる慰謝料を認める(大人50万円、子ども妊婦100万円)

→当時、被ばくをした人にも応用できるか。

(7) 生命・身体的損害による慰謝料

- ・東電式診断書の記載(「避難生活により発症・受傷」or「避難生活により悪化」とされているか)
- ・避難中の高齢者 災害関連死と認められてもいても、東電は、因果関係を否定してくる(既往症)～任意交渉で低い金額提示
- ・避難中の高齢者 認知症悪化

(8) 営業損害

どのような計算方法が妥当なのか?

(総括基準7)

本件事故がなければ得られたであろう収入額については、唯一の合理的な算定方法しか存在しないという場合は稀であり、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるところ、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りる。合理的な算定方法の代表的な例としては、以下のものが挙げられ、これらのいずれを選択したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は、合理的なものとして推定される。

(総括基準13)

風評被害による減収分(逸失利益)については、福島県内に所在する同業者が東京電力

に対して直接請求をする場合において、中小企業実態基本調査に基づく平均利益率32%を利用して損害額の算定をすることを東京電力が許容しているときには、当センターにおいては、平均利益率32%を用いて損害額の算定をするものとする。

(9) 就労不能損害

「特別の努力」（東電は平成24年3月以降控除しない）

（総括基準8）

政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間中に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等は、本件事故がなくても当該営業・就労が実行されたことが見込まれるとか、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとか、その利益や給与等の額が多額であったり、損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとする。

※離職した人と頑張って離職しなかった人との間の不平等問題

(10) 財物損害（不動産）

宅地 = 固定資産税評価額 × 1.43（東電）× 避難期間

<再取得費用は考慮されないのか>

（センター和解案）

本件宅地は、原発事故当時自宅用地として使用中であり、申立人らは原発事故が原因で代替地への自宅移転を余儀なくされるが、近傍類似地の代替地の確保は困難であり、申立人らの希望も考慮すると社会通念上妥当な自宅の移転先はいわき市内の住宅地と見るのが常識的である。

いわき市内の住宅地を取得するには、本件宅地の事故前価格の賠償額だけでは、赤字が生じる。

本件原発事故により、わが国の損害賠償史上初めて、近傍類似の代替地の取得が不可能であるという事態が発生したが、より地価水準の高い代替地への移転が、近傍類似の代替地の取得不能を考慮すると社会通念上やむを得ないといえる場合の被害者に生じる差額は、本件宅地の事故前価格から、上記赤字額（マイナスの数値となる）を差し引いた額となる。上記赤字額は、平米単価で見ると、事故前価格（18,500円）といわき市住宅地の平成24年の平均土地売買価格（29,000円）の差額（10,500円）の半額（5,250円）とみるのが相当である。（中略）

この取り扱いは、わが国の都市部の標準的な宅地面積を考慮して、本件宅地（521.67㎡）のうち300㎡について適用するのが相当であり、残余の面積についての賠償額の平米単価は、事故前価格（18500円）と同額と取り扱う

※最新の公示価格 32,300円 > 29,000円

<全損と評価>

人間は、行動する社会的存在である。空間線量率の低い場所にじっと留まっているだけでは生きていけない。日常生活を送るための買い物のために、自宅から離れた場所に出かけていく必要がある。勤労や就学のためには、自宅から離れた地に往復しなければならない。不動産の価値ないし価格の減少を検討する際には、対象不動産の所在地1点ではなく、その周辺地域も含めて、人の社会的・経済的活動を成り立たせるだけのある程度の広がりを持った面で考える必要がある。

この観点に立って、本件の不動産について検討すると、不動産の僅か1km北方ないし北東部には19 μSv/h以上の地点があり、これらの周辺には駅、役場、病院、学校等の生活に必要な

不可欠な施設が多数存在する。1 kmは大人が歩いて15分で行き着く地点である。また、南西方向には2ないし3 km未満の地点に19 μ Sv/h以上の地点が多数あり、これらの地点が帰還困難区域に指定されることは明らかである。以上の地点を含むコミュニティの回復なくして本件の不動産を起点として社会的・経済的活動を営むことはできない。そうすると、本件の不動産も社会的な効用を失ったと言わざるを得ない。

また、財物の価値ないし価格は、当該財物の取引等を行う人の印象・意識・認識等の心理的・主観的な要素によって大きな影響を受けるものであるが（中間指針第3の10備考3）、福島第一原子力発電所から本件の不動産までは3～4 km程度しか離れていない。このことに照らしても、本件の不動産の市場価値は当面失われたと認めるのが相当である。

以上の点から「全損」と評価した次第である。

建物

新東電基準（平成25年3月29日）

①□定型評価（固定資産税評価額から計算）

②□定型評価（平均新築単価から計算）

③□請負契約書等に基づく個別評価

④□専門家の現地調査に基づく現地調査

+

～経年減価 木造住宅なら48年、木造車庫なら20年 耐用年数経過20%

→新しい建物は良いが、古い建物は不利

<①>

建築当初の評価額に戻し→固定資産評価額はもともと低額なので2倍→建築当初と現在の物価調整

↑

（問題点）低水準との評価もあり（稀に高水準）

建築年次が分からないと築48年に

固定資産評価額 地域差、個体差あり

増改築が反映されていないことあり

<②>

国交省統計の床面積あたり工事表予定額の平均値に床面積乗じて再建築費算定

居住用建物福島県木造戸建158,000/㎡

<③>

請負契約書などがある場合

その金額を前提に物価調整

<④>

専門家が現地調査

部位別積み上げ価格で再建築費を算定

～使える可能性

※実施内容、実施時期未定

外溝：建物本体の10% 経年減価

庭木：建物本体の5% 経年減価無し

<未登記建物>

敷地登記名義人と建物納税義務者一致+他人名義の建物不存在=所有者と認める

<相続登記未了>

- ① 遺産分割協議書（書式あり）
- ② 未了の場合、支払留保

(11) 財物損害（家財）

（東電基準）

世帯構成 居住されていた 場所	単身世帯の場合 （定額）	複数人世帯の場合 （世帯基礎額+家族構成に応じた加算額）			
		学生	世帯 基礎額	加算額	
				大人1名 あたり	子供1名 あたり
帰還困難区域	325万円	40万円	475万円	60万円	40万円
居住制限区域	245万円	30万円	355万円	45万円	30万円
避難指示解除準備区域					

※ 警戒区域、計画的避難区域(避難指示区域の見直しが完了していない区域)に居住されていた方につきましては、居住制限区域・避難指示解除準備区域と同額の賠償をさせていただきます。その後、帰還困難区域に指定された場合は、差額を賠償させていただきます。

高額家財の賠償

避難等にもなう管理不能等により1品あたりの購入金額が30万円以上の家財が毀損した場合、修理・清掃費用相当額として、上記aとは別に1世帯あたり20万円を定額にてお支払いさせていただきます。

公平と言えないという相談多数あり（例：持ち家、貸家）

- ・火災保険の保険金額を基準とした和解案が出ている。
- ・弁護士としては、「損害保険料率算出機構の家財所有状況等に関する統計調査結果」を活用する予定 ～成功はしていない。

(12) 弁護士費用

- ・総括基準6＝和解金額の3%を目安に東電から支払わせる。
- ・仮払補償金控除前の金額を基準にすべき

第3 避難区域内賠償の実情と生活再建の課題～法律家の役割

1 徐々に弁護士らしい仕事が出て来ている。

（例）

- ① 災害関連死についての賠償
- ② 避難中の認知症悪化、避難中の病気
- ③ 東電職員に対する賠償拒否
- ④ 屋内退避区域の財物損害（棚卸資産など）
- ⑤ 津波被害と放射性物質による損害の境界線の賠償

- ⑥ 居住用不動産損害に生活再建の視点を入れた賠償
- ⑦ 全損扱いにしてほしいという依頼
- ⑧ 就労不能損害は包括請求が平成26年2月までであるので、打ち切る可能性が高い。営業損害も同期間までではないか。
- ⑨ 不動産賠償について、センターは東電基準を若干上回る方式での賠償を考えている。この運用が定着すれば、土地賠償について若干はセンターへ申立を行うメリットが出てくる。上手くアナウンスすれば依頼も増えるだろう。

2 今から振り返ると、区域内の賠償はどうすれば良かったのか？大量被害への賠償方法

1. 清算条項が無いことを確認しながら、東電の賠償書式で請求して、貰うものをさっさと貰って、論点の部分だけセンター申立。
2. 弁護士の変なプライドが、東電の書式に書き込むことのお手伝いするという活動を妨げたのではないか。
3. まずは、センターに申立てる前に東電に任意の請求をしてほしいという前置主義を採っても良かったのではないか。・・・経営的に成り立つのかが課題か。

第4 避難区域外避難者・避難区域外の居住者への賠償の問題点

1. 長期間避難を継続している自主避難家族の賠償についてADRは一定程度意味がある。
2. いわゆる自主避難から帰って来て、低線量被ばくに気遣いながら生活を余儀なくされている大多数の人に対する賠償について、ADRは極めて消極的（継続的損害を考えてくれないのであろう。）
⇒訴訟しかない状況である。
3. （しかし）不満を持ちながらも、訴訟に参加しようとする者は少数。
↓
金銭賠償に限界がある。
金銭賠償と、「生活の質」を回復するための積極的政策的措置が、車の両輪のように機能し、被災者、被災地域の復興に繋がらなければならない。
↓
一方では賠償の中で政策的判断は見送られ、他方では、政府による政策的被害回復措置（子ども被災者支援法の具体化）も不十分という状態のまま放置されているのである
4. 東電が賠償を認めない人、地域についての消滅時効問題は大きい
5. 区域外の居住者の不満の矛先は、避難地域との「不平等」に向けられてしまっている。

第5 ウクライナ調査（チェルノブイリ事故27年目）

1. 賠償と社会保障（チェルノブイリ法を考える）～国家予算を前提とする社会保障
2. 低線量被ばくの因果関係の特定の難しさ～立場による意見の相違
3. 汚染に対する慣れと平常心バイアス～無防備の怖さ
4. 情報統制と国益